

## 資料2

日 薬 業 発 第 123 号  
令 和 6 年 6 月 28 日

都道府県薬剤師会 担当役員 殿

日本薬剤師会  
副会長 田尻 泰典  
副会長 森 昌平

### 地域における夜間・休日の医薬品提供体制（在宅含む）の構築、 リスト化及び周知等について【重要】（その6）

平素より本会会務にご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

地域における夜間・休日の医薬品提供体制（在宅含む）の構築、リスト化及び周知等に係る取組につきましては、令和6年1月10日付け日薬業発第345号（その1）ほかにて、ご依頼したところです。本件につきましては、令和6年度調剤報酬改定の施行も踏まえ、全ての都道府県薬剤師会・地域薬剤師会にて当該リストの公開を開始いただいたものと認識しており、ご高配を賜りました関係各位に厚く御礼申し上げます。

今後、掲載されている薬局に対してもリスト掲載の意義が理解されることが重要であるとともに、既発通知にてご高承のとおり、継続的なメンテナンス及び地域住民・医療関係職種に向けた周知等が極めて重要となります。つきましては、あらためて下記事項にご留意の上、引き続き本件対応にご高配賜りますようお願い申し上げます。

#### 記

- 都道府県薬剤師会におかれては、本リストの意義（単なる加算の算定要件ではなく多職種・行政へ周知され現場で活用されるものであること、及び医薬品提供体制の検討材料として活用されるものであること）について、掲載された薬局の理解を深めていただくとともに、引き続き地域薬剤師会にお伝えいただきたい。
- 本リストは地域住民・医療関係職種が日常的に参照しうるものであり、形骸化することのないよう適切に最新の情報に更新していく必要がある。定期的に一斉の確認を行うほか、①更新があった場合は薬局から都道府県薬剤師会等に随時報告を行い速やかに更新する、②利用者からの苦情を収集して確認を行う、などリストの実効性を損なうことのないようご対応いただきたい。

<参考：（その2）より>

「リストに掲載されている電話番号に連絡したがつながらなかった」という状況は、リストの信頼性を毀損し、ひいては薬剤師・薬局全体の信頼を損なうことに繋がる。情報公表後は適宜情報内容の更新を行うとと

もに、必要に応じて利用者からの苦情を収集して対応するなど、リストを常に最新かつ精確な状態にしておく仕組みの構築をお願いしたい。

- 本リストは単に作成・公開するだけでなく、地域住民への周知、そして地域の医療関係職種への周知が重要となる。地域の医療関係職種の団体、行政を直接訪問し、本リストの作成等について説明を行うとともに、本リストの地域における周知・活用にて密に協議・連携いただきたい。地域薬剤師会に代わり都道府県薬が情報を収集した場合には、地域薬剤師会の管轄地域ごとに情報を提供するなどのご対応をお願いしたい。

<参考：(その1) より>

夜間・休日等の対応を行っている薬局（リスト）に関しては、各地域の行政はもとより関係職種・団体等へも十分な周知を行うとともに、情報提供のあり方について密に協議・連携いただきたい。（地域の実情に応じて、市区町村（あるいは都道府県）ホームページに当該リストへのリンクを設置してもらい、地域行政・関係団体等と協力して医療提供体制と一体的に情報提供を行うサイトを構築する等の連携方策が考えられる。）

- 引き続き、地域薬剤師会による対応が難しい場合には、都道府県薬剤師会にてその活動の支援をいただきたい。

以上